

学生生活中に、もしケガや事故が起きたら……………

学生教育研究災害傷害保険について

学生教育研究災害傷害保険（通称：学研災）は、大学における学生の教育研究活動中の事故による傷害等に対する全国的な救済制度です。本学では、事故が起こった場合に保険金の給付が受けられるよう全学生を対象としてこの保険に一括加入しています。（保険料は大学負担）
なお、保険加入手続は大学が行うため、個人で行う手続は一切ありません。

学生諸君が教育研究活動中（①正課中 ②学校行事中 ③課外活動中 ④キャンパス内での休憩中）の事故により傷害を受けた場合には、保険金の給付を受けることができます。

ただし、保険金が支払われる傷害や事故は約款で詳しく定められており、傷害の程度や行為によっては対象外になる場合があります。

保険の内容については、学生生活支援グループのホームページに掲載している「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」をよく読んで理解するとともに、教育研究活動中の事故により傷害を受けた場合は、必ず次の事故報告窓口に早急に連絡してください。

学生生活支援グループ HP
<事故や怪我をした時>



<https://www.kansai-u.ac.jp/gakusei/accident/index.html>

| 事故発生状況等 | 事故報告窓口 |
|--------------------------------|---|
| ○ 正課中 (授業中・体育実技中・実験実習中・その他) | 【千里山キャンパスの学生】→ 教務センター（庶務チーム） 【高槻キャンパスの学生】→ 高槻キャンパス事務チーム 【高槻ミュージズキャンパスの学生】 → 高槻ミュージズキャンパス事務グループ 【堺キャンパスの学生】→ 堺キャンパス事務室 |
| ○ キャンパス内での休憩中 | |
| ○ 課外活動中 | 【千里山キャンパスの学生】→ 学生生活支援グループ 【高槻キャンパスの学生】→ 高槻キャンパス事務チーム 【高槻ミュージズキャンパスの学生】 → 高槻ミュージズキャンパス事務グループ 【堺キャンパスの学生】→ 堺キャンパス事務室 ※課外活動中の事故について ・体育会所属の学生は、所属学部のキャンパスの如何に関わらず、原則スポーツ振興グループを報告窓口とする。 ・保険適用は事業届が提出されている活動のみ対象とする。 |
| ○ 学校行事中 | ・各学校行事を主催する所管窓口にて手続きを行うこと。 |

※ 上表の活動範囲以外での事故については、各活動の所管窓口までご相談ください。

※ 本学では通学特約に加入していないため、通学中の事故は適用になりませんのでご注意ください。また、「病気」はこの保険の対象となりません。

事故が起きたら、次のとおり手続きを行ってください。

事故報告



- ① すみやかに事故報告窓口へ連絡する。
 - ② 「事故報告書」を受けとる。
 - ③ 「事故報告書」に必要事項を記入して、事故報告窓口へ提出する。
- (注) 事故発生から 20 日以内に事故報告を行えない場合は、事故通知遅延理由書の提出が必要です。

保険金請求



- ① 治療が完了したら、事故報告窓口で「保険金請求書」等の必要書類を受けとる。
 - ② 「保険金請求書」及び「診断書」(保険金請求金額が 10 万円以下で後遺障害がない場合は「治療状況報告書」)を事故報告窓口へ提出する。
- (注) 保険金請求権には時効 (3 年) がありますので、ご注意ください。

保険金支払

手続終了後、約 1~2 カ月で保険金が支払われます。

下記いずれかの保険に加入している方については、事故の内容やケガの程度によって補償対象となる場合がありますので、学研災と併せてご確認ください。

| 保 険 名 称 | 問 い 合 わ せ 先 |
|----------------|---|
| 関西大学 共済保障制度 | 関西大学共済会事務局 (千里山キャンパス 誠之館 2号館 1階) TEL : 06-6368-1964 |
| スポーツ安全保険 | 公益財団法人スポーツ安全協会 (傷害保険・賠償責任保険) TEL : 06-6203-0677 (東京海上日動 近畿スポーツ安全保険コーナー) H P : https://www.sportsanzen.org/hoken/jiko.html#renraku |

その他、学研災に関する不明点等については、学生生活支援グループまでお問い合わせください。

学生生活支援グループ(千里山キャンパス 凜風館 1階)

TEL : 06-6368-0157 mail : gakusei@ml.kandai.jp

学研災付帯賠償責任保険について

学研災付帯賠償責任保険（通称：学研賠）は、国内外において、学生が正課・学校行事またはインターンシップ・教育実習等の活動及びその往復途上において、他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊したりすることにより被る法律上の損害賠償を補償する制度です。

〈補償の対象となる事故例〉

- 正課で実験中に誤ってクラスメイトにケガを負わせた。
- インターンシップ活動中、派遣先の機械を誤操作して損壊してしまった。
- 介護体験活動中、入浴中の老人を持ち上げようとして、誤ってケガを負わせた。
- 教育実習中、実習先の学校のパソコンを落として破損させてしまった。

この保険制度は、別途加入手続きが必要です。また、保険料は自己負担となります。

（保険料は保険内容により異なります。）

※学研賠の補償対象は、大学が行う活動または大学の管理下にある活動のみとなります。
したがって、学生個人での個別申込みはできません。

この保険で、保険金が支払われる事故は約款で詳しく定められており、事故の程度や行為によっては対象外になる場合があります。（コースによって補償の対象が異なります。）

保険の内容については、学生生活支援グループホームページに掲載している「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」をよく読んで理解するようにしてください。

学生生活支援グループ HP
<事故や怪我をした時>



<https://www.kansai-u.ac.jp/gakusei/accident/index.html>

加入手続

- ①担当窓口で加入申込を行う。
（対象となる学生には、担当窓口より事前に説明等を行います。）
- ②所属するキャンパスの出納課分室で保険料を支払う。
（ただし、事前説明会で徴収する場合がありますので、担当窓口の指示に従ってください。）

※保険期間は4月1日から翌年3月31日まで（1年間）です。

（保険期間中の二重加入にご注意ください。）

なお、4月1日以降に申し込みを行った場合は、学生による保険料支払日の翌日午前0時からその年度の3月31日までが保険期間となります。

事故が起きたら、次のとおり手続きを行ってください。

事故報告



- ① 「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」に記載されている東京海上日動学校保険コーナーへ電話にて次の事項を連絡する。
 - ・ 氏名、年齢、大学名
 - ・ 事故発生日時、発生場所
 - ・ 被害者の氏名、年齢
 - ・ 事故の原因
 - ・ 傷害、破損等の程度

なお、この連絡が終わるまで、示談は行わないでください。
- ② ①の後、すみやかに担当窓口へ事故があったことを報告する。

〔下記（注）参照〕

保険金請求



- ① 担当窓口で「学研災付帯賠償責任保険金請求書」を受けとる。
- ② 「学研災付帯賠償責任保険金請求書」に必要事項を記入して、大学等証明欄に以下の証明を受ける。
 - ・ 事故証明 兼 届出証明 → 担当窓口
 - ・ 保険加入証明 → 学生生活支援グループ
- ③ 事故報告を行った東京海上日動学校保険コーナーに「学研災付帯賠償責任保険金請求書」を提出する。

（注）保険金請求権には時効（3年）がありますので、ご注意ください。

保険金支払

手続終了後、保険金が支払われます。

（注）

- 示談交渉は、加害者である被保険者自身で行っていただくこととなります。
- 賠償金は被害者の過失割合や、他の者の責任割合等を勘案して決定されます。
- 賠償事故は、一般的に加害者の一方的な過失によるものは少なく、被害者自身にも過失のあるものや不可抗力によるものが多いため、示談に際しては、事前に東京海上日動学校保険コーナーと十分相談してください。
- 保険の内容については、学生生活支援グループホームページに掲載している「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」をよく読んで理解するようにしてください。